

令和6年度磐田市プラスチックごみ組成調査業務委託仕様書

この仕様書は、磐田市を「発注者」、受託者を「受注者」として、令和6年度磐田市プラスチックごみ組成調査業務委託について定めるものである。

1 業務概要

(1) 業務の目的

家庭ごみに含まれるプラスチックについて、排出前の使用用途等に応じた品目別の排出状況の実態を把握することにより、今後の本市のごみ処理行政の基礎資料として活用するとともに、プラスチックごみの資源化とその効果の検証に資することを目的とする。

(2) 調査対象

対象地区の家庭から排出される「プラスチック」とする。

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和7年3月21日（金）まで

2 調査業務

(1) 場所

磐田市のごみ処理施設内（予定）

(2) 日時

令和7年3月3日（月）（予定）

午前9時00分から午後4時00分まで

（休憩時間は正午から午後1時まで）とする。

詳細は業者選定後に調整し決定する。

(3) 業務実施体制及び業務工程

受注者は、本業務を実施するうえで、業務監督者として主任技術者、本業務に類似した経験（もしくは本業務に関連した資格等）を有する技術者及び本業務を円滑に実施できる人員を配置するものとし、契約締結後速やかに、業務実施体制表及び業務工程表（任意様式）を発注者に提出するものとする。

(4) 業務内容

ア 収集及び搬入・搬出

「プラスチック」の収集（抽出）と調査場所への搬入は発注者が行う。

調査終了後の搬出についても発注者が行う。

イ 組成調査

（ア） 受注者は、発注者が収集（抽出）したごみ約120kgをごみ袋から出し、別表の分類項目に従い分類作業を行い、分類項目ごとの重量及び容積を計測し、記録する。

（イ） 受注者は、大項目ごとの分類後、細目ごとに分類し、重量を計量し記録する。

（ウ） 調査分類項目は、別表「令和6年度磐田市プラスチックごみ組成調査項目表」のとおり。

(エ) 細目ごとに、ごみの内容が判別できる写真を撮影するものとする。

ウ 組成調査後のごみ

受注者は、組成調査後のごみを分類項目ごとに 45 リットル程度の袋に区別した上、容易に運搬できる程度の重さでまとめ、発注者へ引き渡すものとする。

エ 調査の集計

受注者は、調査結果として全体集計をまとめるものとする。全体集計をまとめる上では、マイクロソフト社エクセル 2013、または 2016 を使用して電子ファイルを作成するものとする。

(5) 調査項目

受注者は、組成調査を湿重量ベースで行うものとし、別表「令和 6 年度磐田市プラスチックごみ組成調査項目表」の分類項目の順に実施するものとする。

(6) その他

ア 業務委託で使用する機材及び消耗品等は、受注者の負担とする。

イ 磐田市クリーンセンターの施設利用等については、磐田市職員の指示に従うこと。

ウ 作業を行う際は、安全・衛生面に十分配慮するとともに、ごみの飛散を防止し、調査実施後の清掃を行い、作業場所や周辺環境の衛生状況を良好に保つこと。

3 成果品

(1) 納品するもの

ア 令和 6 年度プラスチックごみ組成調査報告書（現場写真含む） 1 部（A 4 版）

マイクロソフト社ワード 2013 または 2016 を使用すること

イ 調査業務において作成したエクセルファイル

ウ 調査業務において撮影した写真データ

エ 上記アからウの電子ファイルが格納された CD 1 枚

(2) 成果品を作成する上での注意事項

可能な限りカラーによる表やグラフを使用し、見やすい構成で作成すること

4 納期等

令和 7 年 3 月 21 日（金）までに磐田市ごみ対策課に納品する。

5 その他

(1) 制作した成果品についての全ての著作権は、発注者に帰属するものとする。

(2) 本業務の実施に伴い、他に損害を与えた場合には、磐田市の責めに帰すべき場合を除き、全て受注者の責任において処理すること。

(3) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議の上決定する。

別 表

令和6年度磐田市プラスチックごみ組成調査項目表

■調査量：約120kg

■分別項目数：25項目

分類項目

	成分	大分類	中分類	小分類
1	プラスチック	容器包装 ・プラスチックでできた「容器」や「包装」 ・ブラマークが目印	トレイ、バック、カップ、コップ	白色発砲食品トレイ
2				色付き発砲食品トレイ
3				透明食品トレイ
4				弁当用バック
5				食料品用バック(弁当用バックを除く)
6				飲料用カップ・コップ
7			その他	食料品用袋
8			プラスチック袋(レジ袋、フィルム、シート、シュリンク包装を含む)	シャンプー、調味料などの詰め替え用袋
9				その他(レジ袋、スーパー等の業務用ラップなど)
10			日用品容器	シャンプー、洗剤、化粧品、芳香剤等の日用消耗品用容器
11				その他
12			緩衝材類	発砲スチロール、気泡緩衝材(プチプチ)、緩衝材ネットなど
13			その他容器包装	容器包装リサイクル法の対象物
14			製品(条件に該当する)	製品の袋類(ブラマークのないもの)
15	日用品、文具、おもちゃ等の成形品	洗面器、風呂いす、歯ブラシ、ちりとり、じょうろ、ストロー、計量カップ、コップ、タッパー、定規、クリアファイル、CD(ケースも)、バインダー(金属を取り除いたもの)、プラスチックのみの人形、プラスチック片など		
16		その他雑プラスチック		ひも、結束テープ、発砲ビーズ等
17	製品(条件に該当しない)	プラ以外の素材を含む(物の形状、性質上、再生処理に不向きであるもの)	金属部分を含むハンガー、電動おもちゃ、バインダー、ボールペン、ビデオテープ	
18		医療系廃棄物	点滴バック、チューブ、カテーテル、注射筒、注射針など	
19		発火や爆発、けが等の危険性があるもの	小型家電、モバイルバッテリー、電子タバコ、加熱式たばこ、ライター、電池類、はさみ、ナイフなど	
20	ペットボトル	ペットボトル	食料品・飲料用プラスチックボトル	ペットボトル
21			その他プラスチックボトル	
22	その他	可燃物	汚れが付着した容器包装	汚いチューブ、汚い調味料の容器など
23			可燃ごみ	保冷剤、乾燥剤、ゴム製品
24		不燃物	埋立ごみ、有害ごみ、その他	缶、ビン、ガラス、せとものなど
25				